

# 駅逕情報

第80号

時評

## 中央道路沿い「中越駅逕」の 経営実態を探る

### 一 はじめに

最近、松浦武四郎の研究で知られている秋葉實氏から、中央道路（公式には、仮定県道中央道路と稱する）沿いに所在する中越駅逕における明治末期から大正初期にかけての、經營状況を記録した資料を頂戴した。

現代になると、延べ六百か所（移転したもの）も所在していた駅逕も、その經營を知る資料は皆無にひとしく、貴重なものとなつた。

しかし、頂戴した資料は詳細、長文で、その全部を対象に解析するわけにいかぬので、その一部を取上げ、さらに私の手持ち資料を加え参考にして検討し、取りまとめたものである。

### 二 調査対象にした時期

1、右、中央道路は、網走を起点として内陸部を北西に進み、

忠別（旭川）に至る仮定県道中央道路沿いに開削したものである。

号数	起 点	駅逕名	開設年月	備 考
第一号	網走	明治	一五年三月	
第二号	越端		一五年三月	
第三号	相模		一五年三月	
第四号	端野		一五年三月	
第五号	端野		一五年三月	
第六号	相模		一五年三月	
第七号	滝野		一五年三月	
第八号	滝ノ上		一五年三月	
第九号	中越		一五年三月	
第一〇号	滝ノ下		一五年三月	
第一一号	忠別		一五年三月	
忠別	伊香牛		一六年六月	
（終 息）			（二二年四月）	

この中央道路沿いに、下記十二か所（忠別を含む）に駅逕が創設されたものであるが、そのうち九か所は北見国側に、三か所は上川（石狩国）側に配置したものである。この道路は、通稱「北見道路」ともいい、明治二十四年四月、鉤路集治監網走分監の囚人約五五〇人により、網走を起点として北見側を網走分監の囚人により、また一方、終点、忠別から逆に上川側を民間業者の請負工事として開削され、この年の晚秋には不十分ながら一応完成したものである。右道路の完成によつて、沿道には駅逕が開設され、旅人、移住者等の通行、貨物の運送の便が図られたのである。

以上のとおり、道路開削後、明治二四年六月以降、順次、十一か所に駅逕所が開設された。

## 中越駅過所収入状況 (第1表)

年 期 別	手 当	宿 泊 料	継 立 料	雑 収 入	計	備 考
34 年	上 下	48.00 48.00 計	105.50 226.50 332.60	17.50 968.00 985.50	15.58 1.50 17.08	186.58 1244.00 1430.58
	全 収 入 に 対する割合	6.7	23.2	68.9	1.2	100.0
	上 下	48.00 48.00 計	25.25 67.65 90.90	6.07 41.62 47.69	— 3.50 3.50	77.32 160.77 238.09
39 年	34年を100 とした場合	0	27	61	24	17
	上 下	48.00 48.00 計	113.55 142.95 256.50	1.80 63.25 65.05	8.51 2.85 11.00	171.50 157.05 328.55
	34年を100 とした場合	0	77	6	65	23
45 年	上 下	48.00 48.00 計	9.45 112.40 121.85	26.75 32.11 58.86	1.55 3.00 4.55	85.70 195.51 281.21
	34年を100 とした場合	0	37	6	30	20
	34年を100 とした場合	0	37	6	30	20

## 四、収入状況

中越駅過の運営状況については、入手した資料の中から内容が完全と認められる「明治三四、三九、四五、大正五年」の四年間を採用した。その状況は「第一表 収入状況」「第二表 支出状況」のとおりである。

## 五、解説(収入の部)

(1) 取扱人手当

(1) 取扱人手当は、月額八円が支給されている。資料によると、明治三四四年七月、一ヶ月休業したとあるが、取扱人手当は減額されずに支給されている。駅過業務を休んでも取扱人手当は支給されるようである。あるいは、支庁への休業届を出さずにいたのかも知れない。

(2) 取扱人手当は、調査期間中の明治三四四年から大正五年までの間、月額八円が支給されていて、期間中増減されていない。

## 2、継立料

(1) 継立料には、一般利用者の人馬の継立による収入と、郵便運送による請負料が合算されていると認められるが、その区分は明らかにされていない。

(2) 郵便運送業務は、明治三一年八月、札幌・旭川間の鉄道開通によってその延長線上にある中央道路沿線を通じる旭川・網走間に郵便線路が開通し、

右、本稿記載の中越駅過は越歳駅過から九番目に所在するところから九号駅過と称し、創設から廃止まで次のとおり取扱人が就任した。

初代 中川浅太郎  
二代 滝田繁富  
三代 滝田俊雄  
四代 滝田繁富

おいてもこの賃銭改定と関連して、西のオホーツク海沿岸（北海岸道）の文別（現在の紋別）御用所にも通達がなされた。しかししそれは、和人地村々へ通達されたものとはかなりの違いがある。その内容は、旅宿及び人馬継立の運営上種々の問題を含んでいるので、煩瑣（はんさ）を厭わず全文を掲げると、

## (第六表)

覚

向後在住の面々蝦夷地通行之節人馬賃銭者定メ賃銭之半分、人足壹人壹里拾五文（朱、此分追馬十文ニ成）馬壹正壹里錢貳拾文  
但持場内者無賃之積  
一、同所賄代之儀者上下之無別壹人壹賄錢貳拾五文、三賄二而錢七拾五文 但持場内壹人三賄二而錢五拾五文都而壹汁壹菜限候積  
但役々諸家勤番人馬賃錢賄代不同之儀者支配所中与他領通行之差別ニ付其段可相心得候  
右之通相心得尤役々落合候節目次回可及混雜候間其時々不及仕払銘々先触ニ見合算當之上追而勘定書場所辺リ迄差出人馬継立賄方等無差支様兼而其手当致シ可置候依之申渡候  
卯十二月

この「覚」の冒頭に記載されている「在住の面々」とは、蝦夷地各御用所詰の幕吏及び諸家中を指しているものであるから、蝦夷地一円を適用範囲として発出されたものと認められる。これら幕吏が蝦夷地内を通行する場合の人馬賃銭は、御定賃銭の半額となつていて、御定賃銭とは、何を指しているのだろうか。おそらく、安政二年に箱館付和人地村々を対象に発出された通達の賃銭を指しているものと見られる。したがつて、このときの半額、すなわち人足賃は十五文、馬匹賃は二十文ということになる。この「覚」は、幕吏が蝦夷地を通行する場合の人馬賃銭を示しているものと解される。

また、御用所持場内は無賃であり、追馬のための人足賃は、一人一里十文である。

なお、右、人馬賃銭は蝦夷地に初めて賄料が明定されたものであるが、身分の差別なく一賄二十五文であり、一汁一菜を原則とするという厳しいものである。確かに、人足賃一人一里十五文というのであるから、當時としては妥当の設定であるのかも知れない。しかしこれも表向きのものであるのか知らない。

(次号へ続く)

## 明治政府へ引継がれた宿駅制(12) — 西海岸道「福山・江差経由—島牧」— (二)

前書き

西海岸道といえど、函館を起點として松前街道を通過し、その延長線上にあり、西蝦夷地への唯一の連絡路として知られている。その街道沿いは、渡島半島の大部分を占め、早くから和人が住み付き、村落を形成していた地域である。この地域を和人地と稱し、當時既に本州北部の津軽、南部地方に比肩する集落が形成され北海道全域からみると、極く狭い地域ではあるが村方及び五人組制が敷かれ、松前藩成立初期には前述のとおり自治制が敷かれ、住民もおおむね安定した生計を立てるに至っていたものである。以下、前号に引き続き記述する。



## 駅 遍 情 報

道各地に郵便継立所が設けられ、中越駅通の取扱人もその業務を請負つたものである。

(3) 右のとおり、中越駅通取扱人も当時の通信省（契約元は札幌郵便局長）との間で、郵便運送業務の請負契約を締結したものである。

従つて、この運送業務は、中越駅通の取扱人個人が請負契約を締結したものであつて、中越駅通所における駅通業務とは直接関係はない。

しかし、この中央道路の郵便陸路便是明治三七年には、郵便線路が旭川から名寄、紋別経由、網走間に変更になり、中央道路経由は、六年間という短期間の運行で中越郵便継立所も廃止された。

従つて、中越駅通の継立業務はまた本来の駅通所業務としての継立業務の運行のみになり、以後、継立収入は激減するに至つた。

## 3、宿泊料収入

明治三四四年における宿泊料収入は、駅通総収入の二三%に当たり、駅通運営に大きな影響を与えていた。

しかも、この現象は以後、年を追つて増加してきている。特に、奥地に入植する移住者が年を追つて増加するに従い、中継地の中越駅通で宿泊する者も増加し、その割合は大きくなってきていた。

## 4、雑収入

雑収入は何を対象にしているのか判然としない。

本来、雑収入というのは駅通用地内の樹木を販売したとか、不要になつた駅通用品を売つた代金等、他の項目に該当しない収入があつた場合に掲上するものであるが、当所において掲上した収入物件等は明らかでない。

## 5、総収入に対する検討

明治三四四年の総収入を見ると、総体的に駅通二大業務による収入、すなわち、継立と宿泊による収入が大部分を占める

ものであるが、当然のことではあるが当駅通では、明治三四年に限定してみると、健全經營がなされているものの、郵便運送の廃止などによる継立収入が減少し、運営は先き細りの傾向がみられる。基幹業務収入はともかく取扱人手当は、終始増減がないので、取扱人手当の主要度が増してきたといえる。

人馬賃銭と賄料の変遷を探る(三)  
—既応の資料は間違いや欠落が多い—

(第二表)

同年(文化五)八月から同九年七月までの四か年間			
人馬	人足	壹人壹里	錢六文
壹疋壹里		錢十文	

右の増額が許された。

さらに、期限切れの文化九(一八一二)年八月、同額の増額継続が許され、併せて八年間続いた付加額が文化十三(一八一六)年期限満了時をもつて解消されたものかどうか、その点についての、その後の関係文書は見当たらないが、実は、その後も継続されていたことを示す、次のような記録が明らかにされている。

(第三表)

御用地以来人馬賃銭左ノ通り可 人足壹人壹里ニ付錢二十文ヅツ 馬壹疋同 右ノ通定メ置候処、村々困窮ノ旨申立テ割増ノ儀相願、 人足壹人壹里ニ付錢六文相増シ二十文ヅツ馬壹疋壹里ニ 付拾文相増シ五十文ヅツ去己七月ヨリ来ル西六月迄、中
---

右写引渡候。年季明ノ節ハ勝手次茅可レ被取扱候。  
東蝦夷地ノ儀ハ、右ノ割合ニテ賃錢為、<sup>三</sup>受取之候。  
オシヤマンヘ与センホウシ迄ノ内ハ山道ニ付壹割増ノ積  
ニ候。

(白主御用書御用留)

この文書は、文政五(一八二三)年四月に示達されたものであるが、村々困窮を理由に増額継続上申があつたので、人足一人一里六文、馬一疋壹里十文の増額を、文政四年から同年八月までの四年間において認め、この分については請証文をとつてあるし、その「写」も渡してある。その期限がきて文政八年になつたら、以後は勝手次第である、というのである。実は、増額切替えが行われた文政四年は、蝦夷地が松前章広に返還された年であるが、これが実施されたのはその年の八月であるから、まだ松前藩に蝦夷地が返還される以前(実際の引き継ぎは、この年の十二月であつた)のことである。従つてまた、この文書は、引き継ぎに当たつてのこの増額は、臨時の措置であることを、念を押す意味のものであつたのかも知れない。

このときの蝦夷地返還にあたつて、幕府は、「幕府の創めし所の法制を遵守せしむ(北海道史年譜)と、前期幕府直轄時代に創つた制度法令は、引き継ぎ後も守るよう申し渡していくのであつた。したがつて、返還後も、松前藩は幕府(箱館奉行)が制定した臨時増額をそのまま踏襲したのである。

なお、この増額指定地域は、東地一円のほか、これまで設定されたことのなかつた山道割増しが認められた。松前藩に返還後の実態については資料がなく、その後の推移は判明しないが、以後空白の三十年間を経て、幕府直轄初年の安政二(一八五五)年に箱館奉行から次の通達が発出された。

八、安政二(一八五五)年における改定

箱館町并同所付村々、北は落部迄西は木古内村まで人馬賃錢之儀左之通可受取申渡。當卯八月より申七月迄中五ヶ年五割増、壹里人足壹人賃錢三十文

但壹人持五貫目より七貫目  
本馬、輕尻之唱に不抱、繼立之馬數に応じ、壹里壹疋に付賃錢四十文

但壹疋之荷物拾六貫より廿貫目迄  
右之通申渡候間此段申達候  
卯八月

このときの通達では、五か年間の期限付きながら、人足賃についてはこれまでの五割増として設定されている。しかし、馬については据置となつた。

なお、このときの改定では意識的には大きな変化が現われている。それは、初めて五街道の貫目制限と類似の持荷積荷の重量制限が設定されたことである。しかし、本馬、輕尻の区分けはされていない。貫目制限については後述するが、五街道においてはそのころ、

(第五表)

人足	荷物五貫目まで、それを超えると目方に応じて払う。たとえば六貫目は「一人一分」となる。
本馬	一駄四十貫目までの荷物をつけたもの(寛永二「一六二五」年)この目方を超過しない原則である。
軽尻	空尻とも荷なしともいう。本来人が乗つて荷を付けないものをいうが、五貫目までの荷を付けることができる等。(児玉幸多著、宿駅)

とあつて、これと比較すると、人足の持荷重量制限は、本道のそれと比べて大差はないが、馬匹の積荷制限については大きな違いがある。路面の良否からの設定の違いであろう。右の安政二年の賃金改定は、文書の冒頭にあるように、箱館付和人地村々を適用地域と定めたものであるが、蝦夷地に